【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（第十四条の二　削除）

（改正前）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、法第十五条第一項に規定する証券会社又は同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、法第十五条第一項に規定する証券会社又は同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

（改正前）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総理府令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、法第十五条第一項に規定する証券会社又は同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総理府令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、法第十五条第一項に規定する証券会社又は同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

（改正前）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、法第十五条第一項に規定する証券会社又は同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、法第十五条第一項に規定する証券会社又は同項に規定する登録金融機関が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

（改正前）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は法第十五条第二項に規定する証券会社が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は法第十五条第二項に規定する証券会社が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

（改正前）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は法第十五条第二項に規定する証券会社が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（目論見書の交付を要しない場合）

**第十四条の二**　法第十五条第二項（法第二十三条の十二第三項において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める場合は、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は法第十五条第二項に規定する証券会社が、適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該適格機関投資家から当該目論見書の交付を求められた場合を除く。）とする。

（改正前）

（新設）